



No.	区域線
A	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線
B	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線
C	近隣商業地域の境界線
D	門真市道門真東部線及び府道金田門真停車場線からの 25m の後退線
E	近隣商業地域の境界線
F	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線
G	(都)大阪守口線の道路端
H	守口市と大阪市との行政界

- : 京街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域) です。